

## 最近の新規受付事件（令和7年12月）

# 不当労働行為事件

整理番号	業種	申立人	請求する救済内容
1	職業紹介・労働者派遣業	組合	1 団体交渉に誠実に応ずること。 2 謝罪文の交付、掲示及び会社ホームページへの掲載
2	警備業	組合	1 組合に対する誹謗中傷を行わず、誹謗中傷した記事を削除すること。 2 団体交渉を拒否してはならず、協議事項について根拠となる資料を示すなどして、誠実に応ずること。 3 組合の運営に対する支配介入を行わないこと。 4 陳謝文の交付、掲示及び新聞への掲載
3	介護・福祉	組合	1 勤怠や財務に関係する資料を開示した上で団体交渉に誠実に応ずること。 (以下略)
4	航空運送業	組合	1 組合員Xを再雇用されたものとして扱うこと。 2 文書交付・掲示及びインターネットへの掲載
5	訪問ナースステーション運営	組合	1 組合が提示した団体交渉候補日に対し、7日以内に回答又は会社の候補日を提示し、誠実に団体交渉に応じること。 2 謝罪文の交付及び掲示
6	医薬品開発業務受託機関	組合	1 申入れから1か月以内に団体交渉を実施すること。 2 2時間の交渉時間を確保し、対面で団体交渉に誠実に応ずること。 3 謝罪文の掲示・ホームページへの掲載
7	出版業	組合	1 各組合員に対し、給与2か月分相当額等を支払うこと。 (以下略)